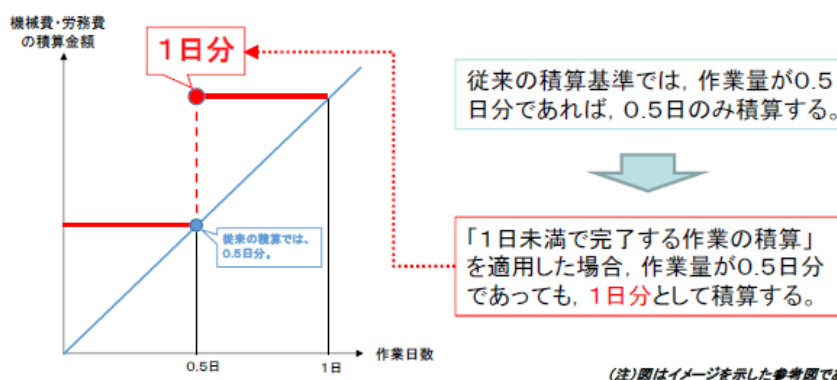


# 富山県農林水産部における「1日未満で完了する作業の積算」の手引き

施工パッケージ型積算方式及び土木工事標準単価を使用する工種について、作業量（設計数量）が日当たり標準施工量に満たない場合における、富山県農林水産部の取扱いを定めるものである。

## 1. 「1日未満で完了する作業の積算」とは

賃金や賃料の支払い方法としては、やむを得ず、1日に2時間だけの労務や賃貸であっても、半日分（若しくは1日分）の賃金や、賃料の請求や支払いが行われているという実態がある。一方で、従来の発注者の積算基準においては、2時間だけの場合には、2時間相当分しか積算しない場合がある。このような場合、実際の費用と発注者の積算に乖離が生じる場合があり、それを解消するために当該基準が設定された。



## 2. 適用条件

1日未満積算基準は、精算変更にのみ適用する。

施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、積算基準と乖離が認められる場合に1日未満積算基準を用いて積算するものとする。

1日未満積算基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

ただし、1箇所当りの作業量が250m<sup>2</sup>未満のアスファルト舗装工においては、当初積算への適用を可能とする。

アスファルト舗装工において、「1日未満で完了する作業の積算」を用いる場合には、実際の施工幅員によらず、平均幅員「1.4m未満」を適用とする。

### 【 解説 】

適用条件として、当該基準が積算変更にのみ適用されることを記載している。

これは、当初に発注者の想定に基づいて積算するよりも、実際の施工に対して適用の条件を具体的に判定した方が、1日未満積算基準を設定した目的をより達成できると考えたためである。

本文中に「同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。」とあるのは、1日を通して作業が行われる場合には、実際の費用と発注者の積算に乖離が生じることがないと考えられるため、そのような場合に適用しない旨を入念的に規定しているものである。

また、実際に乖離の事実が有り、その請求（ここでいう請求とは、受注者からの発議のことをいう。）をするかどうかの判断は受注者の任意であるため、受注者から変更の協議があった場合にのみ適用することを規定している。

ただし、本基準の適用工種のうち、1箇所当たり 250m<sup>2</sup> 未満の作業が見込まれる工事のアスファルト舗装工に限り、当初積算において本基準を適用できる。アスファルト舗装工の積算条件（車道・歩道の別、平均幅員等）にはよらず適用の対象とし、実際の施工幅員によらず、当初積算時の積算条件は平均幅員「1.4m 未満」を適用する。（1箇所当たりの作業量が 250m<sup>2</sup> 未満の場合においては、施工幅員が 1.4m 以上であっても積算条件（平均幅員）は変更しない。）。

### 3. 適用範囲

1日未満積算基準の積算は、下表に記載の工種に限って適用するものとする。

工種	名称	単位	作業日当り標準作業量	摘要	
施工パッケージ	路盤工	上層路盤（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層路盤（車道・路肩部）は、条件区分で、材料が「瀝青安定処理」の場合に限って適用する。</li> <li>・上層路盤（車道・路肩部）、基層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。</li> </ul>
	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（歩道部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
舗装版切断工	舗装版切断	m	各条件による		
標準単価	区画線設置・撤去	区画線工	m	各条件による	

#### 【 解 説 】

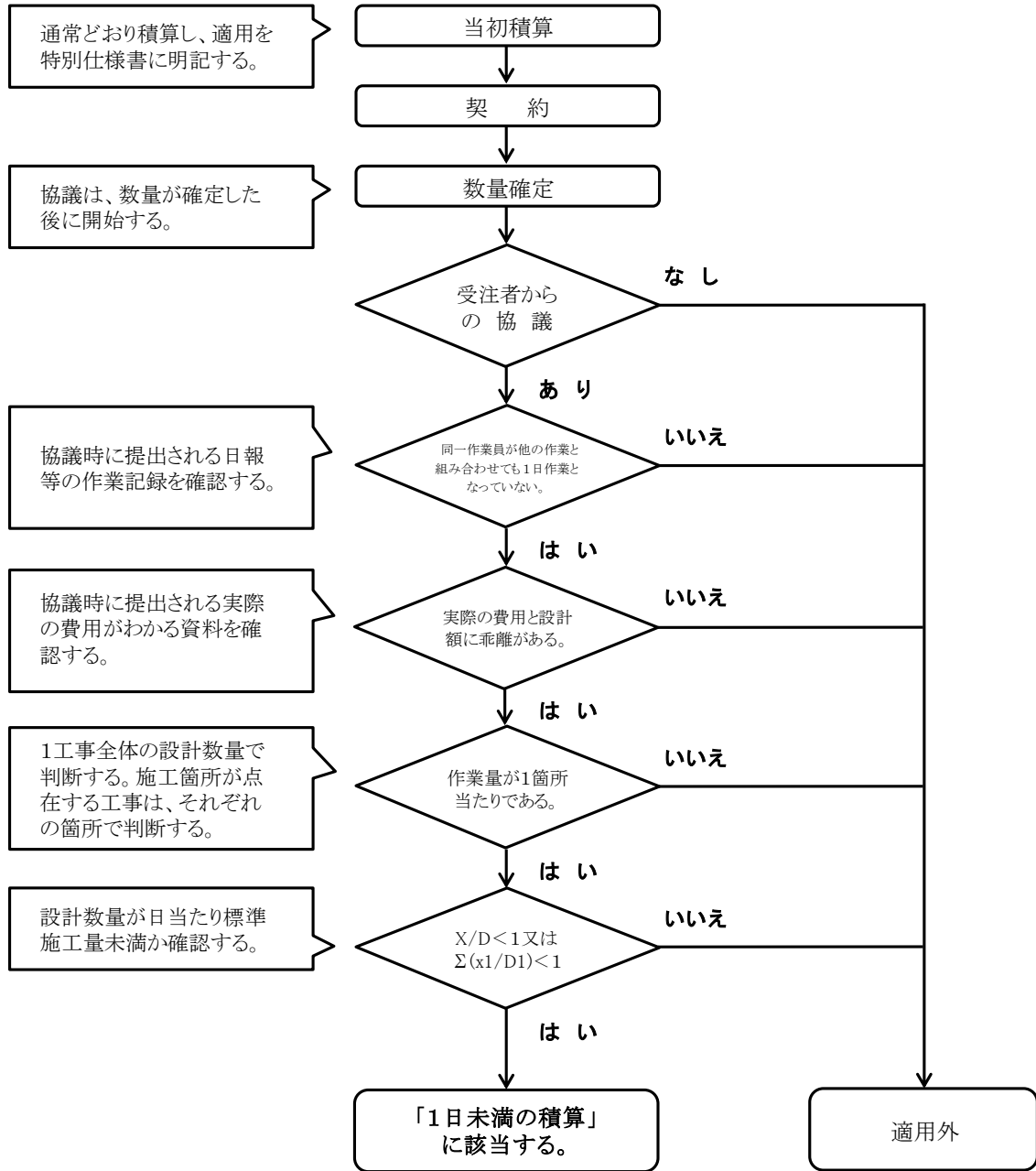
1日未満積算基準が適用されるのは、表に記載の工種に限定されていることに注意する。

「表に記載の工種」とは、発注者の積算において当該工種を使用する工事を指している。作業内容が類似していても、当該工種で積算されない場合には、本基準は適用されない。例えば、通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合等には、本基準は適用されない。

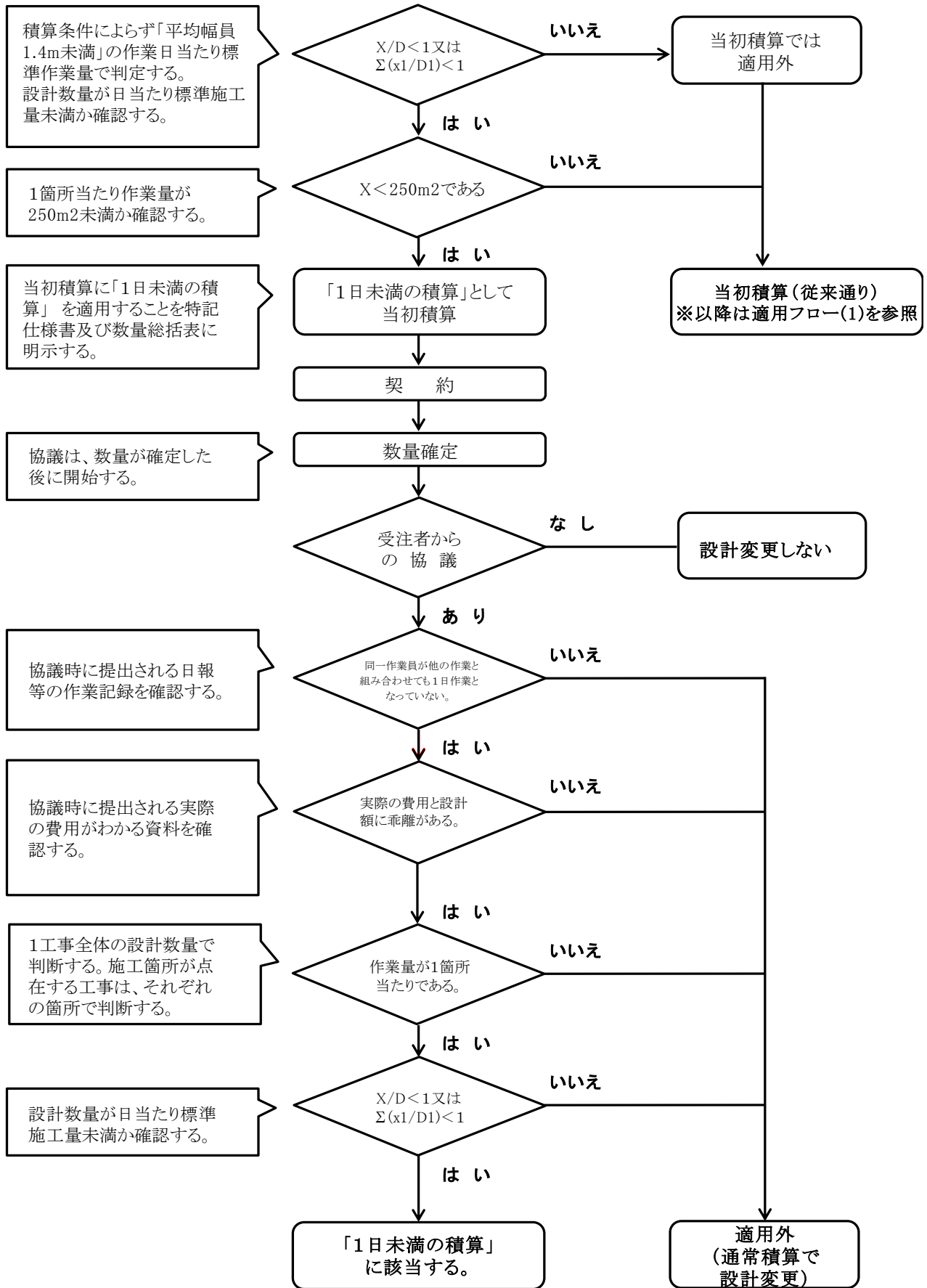
受注者が本基準の適用の協議を発議するに当たっては、まず、作業内容が適用範囲に入っているかどうかを確認することが必要である。

#### 4. 適用フロー

(1) 適用工種を含む工事の場合 (アスファルト舗装工の当初積算に適用する場合を除く)



(2) アスファルト舗装工の当初積算に適用する場合



## 5. 判定方法

### (1) 同一作業員の1日未満作業の判定方法

受注者が協議にあたり提出する工事日報より、工種毎の施工に要した日数が1日未満である場合や従事した同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組み合わせても1日を通して作業が行われていない場合を1日未満作業とする。

#### 【 解 説 】

協議にあたり提出する工事日報には、作業時間、作業者氏名、作業内容及び作業量を記載する。工事日報は、別紙の様式を参考に作成する。

1日を通して作業が行われている場合では、実際の費用と設計額に乖離が生じることがないと考えられるため、工事日報より1日未満作業となっていることを確認する。

### (2) 実際の費用と設計額の乖離の判断方法

受注者が協議にあたり提出する実際の費用がわかる資料と設計額を比較し、支払い方法により実際の費用が高額となっている場合、乖離があると判断する。

実際の費用がわかる資料とは、見積書、契約書及び請求書等とする。

#### 【 解 説 】

1日作業とならない小規模な作業では、賃金や賃料の支払い方法が半日分（若しくは1日分）で行われている実態がある一方で、発注者の積算基準においては作業量分の積算としている。この様な場合に実際の費用と設計額に乖離が生じることから、実際の費用がわかる資料から支払い方法を確認する。

### (3) 1箇所当たりの作業量の判断方法

6. 判断に使用する作業量の考え方 (2) (3) による。

### (4) 条件区分が1つの場合の判定方法

$x/D < 1$  の場合に1日未満で完了する作業とする。

x : 作業量

D : 作業日当り標準作業量

#### 【 解 説 】

条件区分が1つとは、1施工箇所の中に異なる条件区分が無い場合を言います。

#### 【 判定例 】

	条件区分	単位	作業量	作業日当たり標準作業量
区画線工 (溶融式・手動)	実線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	x = 200.0	D = 1,100

備考1) 作業量 x は、最終的な設計数量（確定した数量）とします。

2) 作業日当り標準作業量 D は、物価資料に記載の値とします。

$$x/D = 200/1,100 = 0.181818 \dots < 1$$

従って、この場合は  $x/D < 1$  なので、1日未満で完了する作業の積算を適用す

る。

(5) 条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

$\Sigma (x_i/D_i) < 1$  の場合に 1 日未満で完了する作業とする。

$x_i$  : 各条件区分の作業量

$D_i$  : 各条件区分の作業日当り標準作業量

【 解 説 】

条件区分を一連の作業として判定する場合とは、1 施工箇所の中に異なる条件区分がある場合を言います。(6. 判断に使用する作業量の考え方 (1) を参照)

$\Sigma (x_i/D_i)$  は、一連の作業として判定する各条件区分の作業日数 ( $x/D$ ) をそれぞれ計算し、それらを合計したものです。

【 判定例 】

	条件区分	単位	作業量	作業日当たり標準作業量
区画線工 (溶融式・手動)	実線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	$x_1=200.0$	$D_1=1,100$
区画線工 (溶融式・手動)	破線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	$x_2= 50.0$	$D_2= 990$
区画線工 (ペイント・車載式)	実線 15cm 供用区間	m	$x_3=100.0$	$D_3=3,830$
区画線消去	削取り式 15cm 換算	m	$x_4=100.0$	$D_4= 300$

備考 1) 作業量  $x_i$  は、最終的な設計数量 (確定した数量) とします。

2) 作業日当り標準作業量  $D_i$  は、物価資料に記載の値とします。

$$\begin{aligned}\Sigma (x_i/D_i) &= x_1/D_1 + x_2/D_2 + x_3/D_3 + x_4/D_4 \\ &= 200.0/1,100 + 50.0/990 + 100.0/3,830 + 100.0/300 \\ &= 0.591766 \cdots < 1\end{aligned}$$

従って、この場合は  $\Sigma (x_i/D_i) < 1$  なので、1 日未満で完了する作業の積算を適用する。

## 6. 判断に使用する作業量の考え方

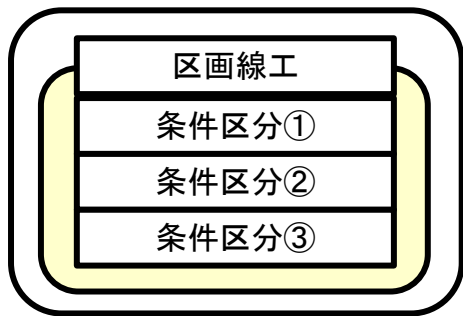
(1) 異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。

【 解 説 】

この規定は、同一工種において、複数の条件区分がある場合の考え方を示しています。

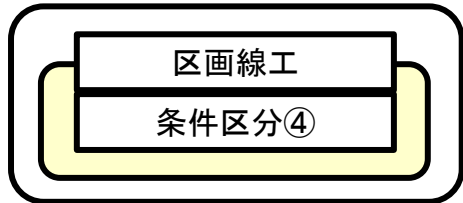
条件区分には、様々なパターンがありますが、作業内容は同じで規格だけが違うなど、同一工種に含まれる作業は同一パーティーで作業が可能であると想定し、原則として、各条件区分の合計で 1 日未満かどうかを判定します。本文では、こうした場合を総称して「一連の作業」と記載しています。

<一連の作業の判断例>



条件区分①、②、③は、原則として、一連の作業として全体で判定する。

- ①区画線工（溶融式・手動）
- ②区画線工（ペイント・車載式）
- ③区画線消去（削取り式）



ただし、区画線工（ウォータージェット式）に関しては、他の条件区分と一連の作業とは考えずに判断します。

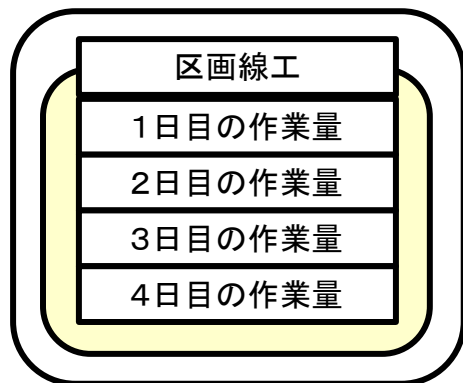
- ④区画線消去（ウォータージェット式）

(2) 判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。

【 解 説 】

この規定は、原則として、作業日毎の数量を考慮せずに、1箇所当りの全作業量に基づき判定するという考え方を示しています。

例えば、連続して作業した場合に、2日分相当の作業量（作業日当り標準作業量の2倍）だった場合に、受注者の都合で半日ずつ4日間で作業を行ったとしても、作業日毎に1日未満の積算が適用されるわけではありません。



各作業日毎に判定するのではなく、1箇所当りの全作業量で判定する。

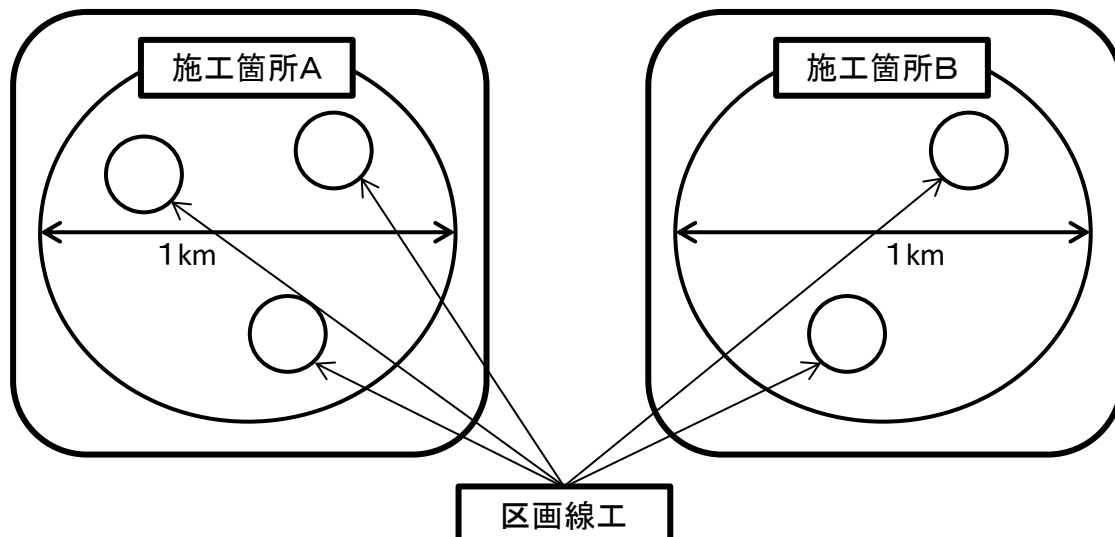
(3) 施工箇所の点在範囲が1km程度を超えるなど、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。

これ以外は、1工事の全作業量を1箇所当りの作業量とする。

【 解 説 】

これらの規定は、1箇所当りの範囲の考え方を示しています。

原則として、1工事の全作業量で判定します。ただし、「円滑な施工を確保するための積算方法等の試行について（平成26年4月1日付け農村整備課長通知）：施工箇所が点在する工事の間接費の積算」が適用される場合には、例外的に別箇所として判定することとしています。



施工箇所Aと施工箇所Bにおいて、「施工箇所が点在する工事の  
 間接費の積算」が適用される場合には、それぞれの箇所ごとに  
 判断する。

## 7. 積算方法

### (1) 条件区分が1つの場合の積算方法

#### 1) $x/D < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の1/2の量  
 を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

#### 2) $1/2 \leq x/D < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場  
 合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

### 【 積算例 】

	条件区分	単位	設計数量	作業日当たり 標準作業量
区画線工 (溶融式・手動)	実線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	$x=200.0$	$D=1,100$

$x/D=0.181818\dots$ より、 $x/D < 1/2$  の場合該当  
 機械費及び労務費（土木標準単価）は、作業日当たり標準作業量の1/2（従っ  
 て、 $D/2=1,100/2=550$ m分）の金額を計上します。  
 材料費は、設計数量（従って、 $x=200.0$ m分）の金額を計上します。

### (2) 条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \sum (x_i/D_i) = 1$ となる $\alpha$ を計算し、 $\alpha \times x_i$ をそれぞれの条件区分の修正作  
 業日当り標準作業量 $D_i'$ とする。

#### 1) $\sum (x_i/D_i) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの条件区分において、修正  
 作業日当り標準作業量 $D_i'$ の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。

材料費は、それぞれの条件区分の作業量分の金額を計上する。

2)  $1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) < 1$  の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの条件区分において、修正作業日当たり標準作業量D'iを実施した場合の金額を計上する。

材料費は、それぞれの条件区分の作業量分の金額を計上する。

【 積算例 】

	条件区分	単位	設計数量	作業日当たり標準作業量
区画線工 (溶融式・手動)	実線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	x 1=200.0	D1=1,100
区画線工 (溶融式・手動)	破線 15cm 未供用区間 排水性舗装以外	m	x 2= 50.0	D2= 990
区画線工 (ペイント・車載式)	実線 15cm 供用区間	m	x 3=100.0	D3=3,830
区画線消去	削取り式 15cm 換算	m	x 4=100.0	D4= 300

複数の条件区分を一連の作業として判定する場合において、1日未満で完了する作業の工事に該当する場合は、まず、 $\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = 1$ となる $\alpha$ の値を計算します。

$$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = \alpha \times (200/1,100 + 50/990 + 100/3,830 + 100/300) = 1$$

$$\alpha = 1.689856 \dots = \mathbf{1.69}$$

( $\alpha$ は小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入します。)

次に各条件区分の『修正作業日当たり標準作業量』を計算します。

- ・ 区画線工 (溶融式・手動)・実線  $D'1 = \alpha \times x 1 = 1.69 \times 200 = \mathbf{338}$
- ・ 区画線工 (溶融式・手動)・破線  $D'2 = \alpha \times x 2 = 1.69 \times 50 = \mathbf{85}$
- ・ 区画線工 (ペイント・車載式)・実線  $D'3 = \alpha \times x 3 = 1.69 \times 100 = \mathbf{169}$
- ・ 区画線消去 (削取り式)  $D'4 = \alpha \times x 4 = 1.69 \times 100 = \mathbf{169}$

(修正作業日当たり標準作業量 D'i は整数とし、小数第1位を四捨五入します。)

最後に条件区分の機械費及び労務費、材料費をそれぞれ計算します。

$\Sigma (x_i/D_i) = 0.591766$  より  $1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) < 1$  に該当

- ・ 区画線工 (溶融式・手動)・実線  
機械費及び労務費は、修正作業日当たり標準作業量 (従って、D'1=338m分) の金額を計上します。  
材料費は、設計数量 (従って、x 1=200m 分) の金額を計上します。
- ・ 区画線工 (溶融式・手動)・破線  
機械費及び労務費は、修正作業日当たり標準作業量 (従って、D'2= 85m分) の金額を計上します。  
材料費は、設計数量 (従って、x 2= 50m 分) の金額を計上します。
- ・ 区画線工 (ペイント・車載式)・実線  
機械費及び労務費は、修正作業日当たり標準作業量 (従って、D'3=169m分)

の金額を計上します。

材料費は、設計数量（従って、 $x 3=100m$  分）の金額を計上します。

・区画線消去（削取り式）

機械費及び労務費は、修正作業日当たり標準作業量（従って、 $D'4=169m$ 分）の金額を計上します。

材料費の積上げはありませんので、計上しません。

(3) 端数処理

- 1) 作業日当たり標準作業量  $D$  の  $1/2$  の量は、整数とし、小数第 1 位を四捨五入する。
- 2)  $\alpha$  は、小数第 2 位までとし、小数第 3 位を四捨五入する。
- 3) 修正作業日当たり標準作業量  $D'i$  は、整数とし、小数第 1 位を四捨五入する。
- 4)  $D'i$  の  $1/2$  の量は、 $D'i$  を計算した上で、1) と同様とする。

【 解 説 】

1) は「条件区分が 1 つの場合」の考え方を示しています。

2) ~ 4) は、「条件区分を一連の作業として判定する場合」の考え方を示しています。

4) に記載されているとおり、 $D'i$  の  $1/2$  の量の計算をする場合には、まず 3) により  $D'i$  を計算し、丸め処理を行い、 $D'i$  の値を確定させます。

8. 特別仕様書の記載

記載例に習い特別仕様書に次の項目を記載します。

・特別仕様書記載例 1

本基準の適用工種を含む場合（アスファルト舗装工の当初積算に適用する場合を除く）

第〇条 1 日未満で完了する作業の積算

- (1) 下表に記載の工種において「1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）」を適用する。

工種	名称	単位	作業日当り標準作業量	摘要	
施工パッケージ	路盤工	上層路盤（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	・上層路盤（車道・路肩部）は、条件区分で、材料が「瀝青安定処理」の場合に限って適用する。 ・上層路盤（車道・路肩部）、基層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。
	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（歩道部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
舗装版切断工	舗装版切断	m	各条件による		

標準単価	区画線設置・撤去	区画線工	m	各条件による	
------	----------	------	---	--------	--

- (2) 「1日未満積算基準」は、精算変更のみに適用する。
- (3) 受注者は、積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (4) 協議の結果、1日未満積算基準に該当すると認められる場合は、1日未満積算基準を適用し、設計変更を行うものとする。
- (5) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (6) 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (7) 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (8) 1日未満で完了する作業の積算の手引き「6. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇条第〇項の箇所とする。

## ・特別仕様書記載例 2

本基準を当初積算に適用する工事の場合

### 第〇条 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 下表に記載の工種において「1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）」を適用する。

工種	名称	単位	作業日当り標準作業量	摘要	
施工パッケージ	路盤工	上層路盤（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層路盤（車道・路肩部）は、条件区分で、材料が「瀝青安定処理」の場合に限って適用する。</li> <li>・上層路盤（車道・路肩部）、基層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。</li> </ul>
	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（車道・路肩部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		表層（歩道部）	m <sup>2</sup>	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
舗装版切断工	舗装版切断	m	各条件による		

標準 単価	区画線 設置・撤 去	区画線工	m	各条件による	
----------	------------------	------	---	--------	--

- (2) 「1日未満積算基準」は精算変更のみに適用するが、本工事におけるアスファルト舗装工の一部には、1日未満積算基準を当初積算から適用している。
- (3) アスファルト舗装工のうち〇〇部〇〇m<sup>2</sup>は、〇〇日間で分割施工することを想定している。実際の施工にあたり、これによりがたい場合は、監督員と協議する。
- (4) 受注者は、積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (5) 協議の結果、1日未満積算基準に該当すると認められる場合は、1日未満積算基準を適用し、設計変更を行うものとする。
- (6) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (7) 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (8) 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (9) 1日未満で完了する作業の積算の手引き「6. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇条第〇項の箇所とする。

## 【 解 説 】

特別仕様書には、積算基準に規定してある内容であっても、入念的に記載すべきものや、積算基準には規定されておらず、契約上明確にしておくべきものを記載する。

(8) の第〇条第〇項には、「円滑な施工を確保するための積算方法等の試行について」が適用される場合に、地区名等が記載されている条項番号を記載する。

附則

平成30年4月1日以降に決裁に係る工事より適用する。

附則

令和3年8月15日以降に決裁に係る工事より適用する。

附則

令和7年4月1日以降に決裁に係る工事より適用する。

附則

令和7年4月17日以降に決裁に係る工事より適用する。

附則

令和8年6月15日以降に決裁した工事より適用する。

## 工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 <input type="checkbox"/> 受注者 会社名 現場代理人名	発議 年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示書：下記事項について指示します。 <input checked="" type="checkbox"/> 協議書：下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾書：下記事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> その他：( )		
工事名			
場 所			
工 種 名	内 容		
区画線工	特別仕様書第〇条の規定より、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を協議します。  添付資料 ・工事日報 ・見積書、契約書、請求書等		

(留意事項)

- ・添付図等がある場合は、内容欄下に記載する。
- ・発議事項のその他については、工事の施工について立会いを必要とする場合や、届出、報告、通知、提出を行う場合とする。

## 工 事 作 業 日 報

工事名						
記入者		日時	年 月 日	曜日	天候	
今日の 目 標						
作業時間	作業箇所		作 業 内 容			
8:00 ~ 12:00						
労 務 記 録						
作業時間	休憩	計	会社名	作業員名	作業内容	作業量
8:00 ~ 10:00	0.15		建設	〇〇 △△△	区画線工(溶融式)実線	300.0 m
材料搬入 概 要				機器工具 使用概要		
備考：					確認	